

○和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例施行規則

令和元年9月27日

規則第41号

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例施行規則を次のように定める。

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例(平成31年和歌山県条例第16号)。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受診義務等)

第2条 条例第12条第2項の規則で定める期間は、5年とする。

2 条例第12条第2項の規定による命令は、受診命令書(別記第1号様式)により行うものとする。

3 条例第12条第2項の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 当該再犯者が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けていること。

(2) 前号のほか、専門の医師によるアルコール依存症に関する診断を受けることができないことについて、知事が適当と認めるやむを得ない理由があること。

(診断結果の報告)

第3条 条例第12条第4項の規定による報告は、アルコール依存症診断結果報告書(別記第2号様式)により行うものとする。

(治療状況の報告)

第4条 条例第14条第1項の規定による治療状況の報告は、次項の期間の開始の日から6月を経過する日ごとに、アルコール依存症治療状況報告書(別記第3号様式)により行うものとする。

2 条例第14条第1項の規則で定める期間は、前条の報告を行った日から2年を経過する日までとする。

(条例第14条第2項の規則で定める特別な理由)

第5条 条例第14条第2項の規則で定める特別な理由は、同条第1項に規定する要治療再犯者が専門の医師によるアルコール依存症に関する治療を受けてその治療状況を報告することができないことについて、知事が適当と認めるやむを得ない理由があることとする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

受診命令書		
第 年 月 日 号		
様		
和歌山県知事 印		
和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例(平成31年和歌山県条例第16号)第12条第2項の規定により、次の期日までに医師によるアルコール依存症に関する診断を受けることを命ずる。		
受 診 期 限	年 月 日 まで	
(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます(この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます(この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。		

別記第2号様式(第3条関係)

アルコール依存症診断結果報告書

年　月　日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名 印

連絡先

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例(平成31年和歌山県条例第16号)第12条第4項の規定により、アルコール依存症の診断結果について次のとおり報告します。

(医療機関記入欄)

受 診 者 氏 名	
アルコール依存症 に関する診断結果	<input type="checkbox"/> アルコール依存症であると認められる。 <input type="checkbox"/> アルコール依存症であると認められない。
医 療 機 関 名	
医 師 名	印

別記第3号様式(第4条関係)

アルコール依存症治療状況報告書

年　月　日

和歌山県知事様

住 所

氏 名 印

連絡先

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例(平成31年和歌山県条例第16号)第14条第1項の規定により、次のとおりアルコール依存症に関する治療の状況を報告します。

(医療機関記入欄)

受 診 者 氏 名	
アルコール依存症に 関する 所 見	
医 療 機 関 名	
医 師 名	印

別記第1号様式(第2条関係)

別記第2号様式(第3条関係)

別記第3号様式(第4条関係)